

2017年4月3日  
日本郵政株式会社

三六協定違反(協定時間超過)に伴う是正勧告状況

○ 2015年度

該当なし

○ 2016年度

事業所名	勧告日	勧告内容	備考
長野支店 (株式会社かんぽ生命保険)	2016.6.24	時間外労働に関する協定の限度時間を超えて時間外労働を行わしている。	2か月の延長時間超過による違反(1名)

2017年3月31日  
日本郵政株式会社

労基署からの是正勧告状況

○ 平成27年度

事業所名	勧告日	勧告内容
米子郵便局 (日本郵便株式会社)	27. 6. 8	深夜労働に対して割増賃金を支払っていない。
門真郵便局 (日本郵便株式会社)	27. 7. 28	同 上
熊本北郵便局 (日本郵便株式会社)	27. 8. 6	時間外労働に対して割増賃金を支払っていない。
大阪城東郵便局 (日本郵便株式会社)	28. 1. 4	同 上
鹿児島中央郵便局 (日本郵便株式会社)	28. 1. 19	同 上
上之保郵便局 (日本郵便株式会社)	28. 2. 23	同 上

○ 平成28年度

事業所名	勧告日	勧告内容
長野支店 (株式会社かんぽ生命保険)	28. 4. 19	時間外労働に対して割増賃金を支払っていない。
淀川郵便局 (日本郵便株式会社)	28. 11. 7	時間外労働に対して割増賃金を支払っていない。
那覇中央郵便局 (日本郵便株式会社)	28. 12. 22	早朝・夜間労働に対して割増賃金を支払っていない。

注:平成28年度については、平成29年2月13日時点で本社において把握しているもの

(日本郵政提出資料)